

④運営規程について

登録事業所においては、居宅介護等の障がい福祉サービス事業と同様に、移動支援事業として次の事項を定めた運営規程を作成しておく必要があります。

- ①事業の目的及び運営の方針
- ②従事者の職種、員数及び職務の内容
- ③営業日及び営業時間
- ④利用者から受領する費用の種類及びその額
- ⑤通常の事業の実施地域
- ⑥緊急時等における対処方法
- ⑦事業の対象とする障がいの種類
- ⑧虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑨その他運営に関する重要事項

※大阪市福祉局ホームページに、この運営規程の作成例や重要事項説明書の見本等も掲載していますので、参考にしてください。

ホームページアドレス

<http://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000006702.html>

検索サイトからのアクセス

“大阪市福祉局”で検索⇒目的別「障がいのある方へ」⇒「障害者総合支援法とは」
⇒「移動支援事業について」⇒「事業所向けページ」⇒「移動支援事業所の登録手続き」